

南宋の四川における張浚と呉玠

——その勢力交替の過程を中心として——

山内正博

【要約】 建炎四年（一一三〇）の富平の決戦に敗れた宣撫処置使張浚は紹興元年（一一三一）根拠地を嘉陵江中流域の要衝閬州に後退して本格的な四川の防衛体制の整備に務めたが、異例の大権を付与され、現実に陝西の精銳と四川の富財とを掌握した宣撫処置使の権勢は、一方急速に主体性を増大してきた南宋権力の利害と対立し、紹興三年から六年迄の間に解消された。ところがこれに対して当初は微弱な宣撫処置使の一外郭勢力に過ぎなかつた武將呉玠はまさしく右の期間に勢力を急増し、彼の歿時たる紹興九年には既に武將宣撫使として七・八万の兵力と歳額四千万緡の財計とを左右する不拔の権勢を誇示していた。呉玠が如上の拾頭をなし得た所以は勿論天才的な軍事能力を駆使して四川を金軍から防衛したその実績が認められた結果であつたが、然も彼の巨大な兵力・財力は結局宣撫処置使のそれを基本的に継承したものであり、さすれば南宋権力の宣撫処置使対策も又その拾頭に拍車をかけたのである。

序

替の過程を職名及び兵力・財力の三者について夫々考察したものである。大方の御批正を頂ければ幸甚である。

金国との第一次和議が締結される以前、南宋の四川には注目すべき二つの勢力が存在した。その一つは宣撫処置使

張浚によつて築かれたものであり、他の一つは武將呉玠によつて築かれたものである。然も此の期間前者の勢力は逐次減衰して後者の勢力に交替した。本稿は専ら此の勢力交

南宋の建国期、川陝方面において最高の職格と最大の職権とを付与された頭職は建炎三年五月、現職の知樞密院事を以て張浚に兼帯せられた宣撫処置使である。建炎以来繫

年要録（以後要録）^{卷六}・紹興三年九月壬子朔の条に

初。張浚為宣撫處置使。行移於六部用劄子。而六部則用申狀。

至是吏部請。「宣撫使非見任執政官者。並申六部。六部用公牒。」
從之。

とある如く六部に対してすら行移の書式に劄子の使用が許されているのはその高い職格を示すものであり、同書^{卷六}・同年五月辛巳条に

罷宣撫司便宜黜陟。初。張浚既受黜陟之命。事重者出敕行之。

參知政事席益・簽書樞密院徐俯。大不平。指以為僭。及是浚還
行在。而王似等代之。故有是旨。

とある如く敕に代行し得る人事の最高権、即ち便宜黜陟の大権が付与されているのはその強大な職権の存在を示すものに他ならないが、更に要録^{卷二}・建炎三年五月戊寅朔の条に

詔。知樞密院事兼御營副使張浚為宣撫處置使。以川陝京西湖南
北路為所部。中略。上許浚便宜黜陟。親作詔賜之。

とある如くその所轄は四川・陝西・京西・湖南北という広大な地域であった。つまり張浚の此の宣撫處置使は広大な地域に高い職格を以て最高且つ完全な人事権を行使すること

が容認されていたわけである。所が張浚に代つた王似に対

しては便宜黜陟権は認められず、又行移の形式も改変されたのであるから、王似時代には当然その職格・職権は縮減されていたわけであるが、要録^{卷五}・紹興二年九月丙戌の条に

頭諱閣直學士知興元府王似為端明殿學士川陝等路宣撫處置副使。
与張浚相見同治事。始浚出使。第以宣撫處置為名。至是始帶川
陝等路字。云云。

とある如く発令の際の正式職名において既に王似は副使であり、又所轄地域の限定を示す「川陝等路」の文字が職名に添記せられていること、更に要録^{卷七}・紹興四年三月丙子の条に

端明殿學士川陝等路宣撫處置副使王似。充資政殿學士川陝宣撫
使。云云。

とある如くその後副使から使に昇格されたとはいえ、問題の「処置」の字が落されていること等は、共に如上の縮減と連関する職名の更改に他ならない。即ち最高の職格、異例の大権を付与された宣撫處置使は使者が張浚から王似に交替せられると同時にその職格・職権を著しく縮減されたが、然もその縮減の現実には職名の上にも明確に具現されて

いたのである。

所で右の職格・職権縮減の傾向はその後川陝方面に設けられた文臣大帥の任免状態を通じて一層鮮かに看取せられ

▲表 四川文臣大帥任免表（抛要録同月各条）

使者名	使名	置司地	任命時期	改免時期	改免理由
張浚	宣撫処置使	秦州	建炎三年五月		
同右	同	興州	（建炎四年十一月）		
同右	同	閬州	（紹興元年三月）	紹興二年十二月	行在召還
王似	川陝宣撫処置副使	同右	紹興二年九月		
同右	同	同右	紹興四年三月	紹興四年八月	趙鼎の出境
同右	同	同右	紹興二年十二月		
廡法原	川陝宣撫処置副使	同右	紹興四年三月	紹興五年二月	死
同右	同	同右	紹興四年八月	紹興四年八月	赴任せず
趙鼎	川陝宣撫処置使	同右	紹興四年八月	紹興六年正月	使司廢絶
鄧溥	川陝宣撫副使	綿州	紹興五年三月		
席益	四川制置大使	成都府	紹興五年十月		
胡世將	四川安撫制置使	同右	紹興八年正月	紹興七年十一月	自退
同右	樞主管宣撫司職事	河池	紹興九年七月		
同右	川陝宣撫副使	同右	紹興九年九月		
同右	同	同右	紹興十二年五月	紹興十二年三月	死
同右	同	同右	紹興十二年十月		
同右	同	同右	紹興十四年三月	紹興十七年九月	使司廢絶

備考 (一) 内の年月は置司地移動の時期

る。今既述の張浚・王似をも含めてその任免状態を整理すればA表の如くである。表を一見して、当初の宣撫処置使がその後宣撫使・宣撫副使と逐次職格を降減され遂に紹興六年正月使司の廢絶を見て

いること、宣撫司の廢絶と前後して成都府に設けられた制置司もその後使者が大使から使に降格されていること、紹興九年七月以後再び河池郡に宣撫司が設けられ、制置使がその儘主管宣撫司職事とされたが間もなく宣撫副使に昇格され、その後紹興十七年九月の第二次使司廢絶時に至る迄その職格に変更はなかつたこと等の諸事実が先ず指摘せられる。従つて少くとも紹興九年七月以前宣・制何れの司に於いても使者の職格は下降の傾向を有したということになる。次に宣・制両司間の関係を見るに、昇格して宣撫副使となつた制置使が宣撫副使の下位に在つたことは当然であり、又要録

四九・紹興

五年十月乙卯条に

端明殿學士荊湖南路安撫制置大使兼知潭州席益為資政殿學士成
都潼川府夔州利州路安撫制置大使兼知成都府。中。詔。以益前
執政。序位在宣撫副使之上。云云。

とある如く宣撫副使の上位に在つた制置大使も出使時の席
益の學士位は先掲の宣撫使王似の場合と全く同格である。

さすれば宣・制兩司を通して見ても紹興九年七月迄は多少
の起伏はあるにせよその職格降減は傾向として大体一貫し
ていたということが出来るのである。A表の職名において
次に注目すべきことは管城指定文字の添記と改変、及び
「処置」の字の消失と職名の制置使への改変の二者である。

漠たる当初の広大な管城が「川陝等路」に限定され、その
後更に「川陝」から「四川」に改定されていることは明か
に職權行使地域の縮小、つまり職權の縮小を意味するもの
であるが、当初の置司地即ち陝西渭水上流域の重鎮「秦州」
がやがて入蜀の関門「興州」、更に蜀糧北送の大動脈たる嘉
陵江中流域の要衝「閬州」と逐次後退せられて「川・陝」
の管城指定となり、又その閬州から嘉陵江支流の「綿州」、
ついで蜀糧入手の本拠地である「成都府」と置司地を後退

せられて「四川」への管城改定となつてゐることは、紹興
九年七月再び置司地が興州北方の河池郡（鳳州）に進出して
「川・陝」への管城再改定となつてゐることと共に、職名
中の管城指定用語が法定管城を意味するのみならず、實質
管城とも又深いつながりのあることを示す重要事実である。
次に職名における「処置」の字の消失はいふ迄もなく便宜
黜陟權の停止、即ち職權の大幅な削減を背景とする職名の
更改である。さすれば宣撫使から制置使への転改も当然大
きな職權上の變更が予想されるものでなければならぬ。然
らばそれは如何なる變更であつたかというに、宋会要稿・
職官^四制置使・紹興五年十一月十八日条に

樞密院言。「席益除資政殿學士成都潼川府夔州利州等路安撫制
置大使兼知成都府。除逐路措置边防調發軍馬隸宣撫司外。其心
干合行事件並依江南等路安撫大使司已得指揮。」詔。逐州兵馬
自合並隸安撫制置大使司。如遇有边防緊切大事。即令宣撫司措
置。

とある如く國軍最大の任務たる金軍の防衛には宣撫司がこ
れに当り、制置大使は逐州の兵馬を所隸したに過ぎないの
であるから、少くとも軍事に関する限り制置大使の職權は

宣撫副使の下位にあつたと見てよい。然も文中に見える所の江西安撫制置大使の已得の指揮とは同書・同卷・紹興三年九月十八日の条に

一。令岳飛於江州・興國・南康軍一帶駐軍。其江西見管諸處軍馬雖隸使司。如遇緩急。許岳飛抽差使喚。趙鼎堯遣使副。務要內外相庇。共濟國事。

一。今來制置大使趙鼎係洪州置司。若江上有軍期急速。會議不及。許岳飛一面隨宜措置施行。乞報趙鼎照庇。

一。江北對岸係舒新兩州。可令隸岳飛節制。合用錢糧。令趙鼎催督所屬監司州縣應辦。如違。按劾聞奏。當議重賞典憲。

とある条文であり、此の規定における制置大使の役割は直接軍事面を担当するよりもむしろ軍事力を養う錢糧の調達にあり、さればこそ所屬の監司・州縣を催督劾奏し得たのであつて、若し此の規定が席益の場合にも生きていたとすれば軍事面における制置大使の職権が微弱であつたとしてもそれは当然のことである。要録^{卷一}・紹興六年五月戊寅の条に

詔。四川監司必有違戾事件。並令四川制置大使席益按劾奏聞。其監司見兼宣司職事者並罷。

とある如く監司の按劾権が付与され、同時に宣撫司所屬の監司を獨立させているのは右の規定が確かに生きていたことを示すものに他ならない。従つて財政面については一応劾奏権の形で制置大使に繼承されたにせよ、軍事面についての権限は此の職名改更によつて事実上抹消せられたと見て大過ないが、果して要録^{卷九}・紹興六年三月丙子の条に

略上 (庶) 益又言。「四川土禁軍自來懦弱。屯駐京軍亦非精銳。屯駐既久。所存無幾。」^{略中}乞別撥一項精銳軍前來。并許臣招收軍中兵將逃避之人。漸增軍數。」^{略下}樞密院言。「招收逃亡。有害軍政。但許招募効用三百人而已。」

とある如く苟も軍事に關しては僅かの兵の招募にも逐一樞密院の決裁を要したのみならず、その些細な要求すら樞密院に認められていないのである。即ち宣撫使から制置使への職名の更改は以上の如く実は軍事権の抹消という職権の縮小に他ならなかつた。さすれば少くとも紹興九年七月以前、職権の縮小も又傾向として大体一貫していたといえるのである。但し要録^{卷六}・紹興三年八月壬辰の条に

川陝等路宣撫使王似言。「川陝諸州必奏獄案。乞。用便宜指揮。酌情斷下。如張浚例。」許之。

とある如く張浚・王似時代に認められた酌情断下権が要録

〇三・紹興六年七月壬申の条に

詔。川陝諸州必奏及刑名疑慮等文案。許制置大使司酌情断遣。

用席益奏也。

とある如く制置大使にも許されているから、民政権はその儘継承されたものと見てよい。

建炎三年以来川陝方面に異例の権職として設けられた宣撫処置使はその後逐次職格・職権を降減せられて紹興六年遂に廃絶され、代つて成都府に設けられた制置大使も職格は高かつたが、その最も基本的職権の一つである軍事権が大幅に削減せられていた。此の傾向は少くとも紹興九年七月迄多少の起伏はあつたにせよ大体一貫していたのである。いう迄もなく宣撫処置使の異例の大権は出使当時の非常の事態においてのみ容認され得る性質のものであつた。従つてそれが政府自体の政治権力の成長と共に縮小され政府の手中に回収されるのは当然であつた。然るに金国との和議が初めて成立するのは紹興九年である。さすれば少くともそれ以前即ち如上の縮減が行われた期間における金勢力の脅威は南宋にとつて極めて深刻且つ重大であり、勿論それ

は四川においても何等変る所はなかつた。防衛戦力の育成並びに拡充は国家最大の急務であり、その戦力を左右する軍事権の帰趨は重要であつた。然も此の期間、宣撫使から制置使への転改と共にその軍事権が抹消せられているとすれば問題である。たとえ軍事権が抹消されたとしても権限行使の対象となる戦力が消滅した筈はないから、その軍事権は何処かに存在したものでなければならぬ。然らばその軍事権の具体的掌握者は誰か。ここに始めて此の期間拾頭してきた武將吳玠が問題となる。

彭原店の敗戦を機として建炎四年三月完全に曲端勢力を離脱した吳玠は富平の役後直ちに興州北方五・六十里（宋里）にある鳳州（河池郡）東境の和尚原に拠つたが、紹興三年二月の饒風関の役後は興州東境の仙人関に後退して金軍の防衛に精力的な活動を続け、紹興九年六月、四十七歳を以て仙人関の治所に歿した。四川の防衛に尽した彼の並々ならぬ功績はB表に見られる如き異例の官位累進となつて報いられたが、更に注目すべきは官位の累進と並行して昇改せられた彼の職任であり、整理して掲げればC表の如くである。表を一見して直ちに理解せられるのは管轄領域の

B表 紹興期吳玠官位累進表

除任時期	檢校官	武官位	除任理由	典拠
元年三月		忠州防禦使	和尚原の功	會編一四五
元年五月		明州觀察使	和尚原の功	要録四五
元年十月		鎮西軍節度使	和尚原の功	要録四八
三年十月	檢校少保	同	捍禦累年の功	要録六九
四年四月	同	定国軍節度使	宣副就任	要録七五
四年七月	檢校少師	奉寧保定軍節度使	仙人関の功	會編一九五
六年二月	同	保平淨難軍節度使	營田使就任	要録九八
九年正月	開府儀同三司	同	和議成立	要録一二五

C表 紹興期吳玠職任昇改表

就任時期	使	職	統兵	職	主な典拠
元年三月		任潁原路經略使(知渭州)		秦鳳路副總管(承前)	會編一九五
元年五月		添秦鳳路經略使知秦州		代陝西諸路都統制	同 右
二年六月		同		兼宣撫使置使司都統制	要録六二
三年六月		添利州路階成鳳州制置使		同	要録六六
四年三月		代陝西宣撫副使			要録七四
四年四月		代川陝宣撫副使			要録七五
六年二月		兼營田使			要録九八
九年正月		代四川宣撫使兼營田大使			要録一二五

陝西から四川への拡大と共に彼が既掲の文臣大帥の場合とは逆に逐次職格を昇改せられ、紹興四年には既に專任の宣

使趙開拘取。限半月結局。略中 旧宣撫司有兵三万。馬数千。至
 依江東淮南宣撫使体例。專治兵事。軍馬玠分撥。錢糧令都軫運
 罷綿州川陝宣撫司。邵溥奏結局赴行在。宣撫副使吳玠。

撫副使となり、紹興九年には遂に宣撫使の職位を得て此の方面に最高の權威を得ているという事実である。さすれば紹興四年以後は文武両宣撫使が存在したわけで、それが紹興六年の文臣宣撫使廢絶によつて興州の武將宣撫使と成都府の文臣制置使との対立時代に入つたのである。然も吳玠の死は紹興九年六月であるが文臣宣撫使の復活は翌月であり、その置司地は河池であつた。つまり胡世將は吳玠の死を聞くや直ちにその根拠地に赴き宣撫使の職任を継承したのである。さすれば成都府置司の文臣制置使に比して興州置司の武將宣撫使が遙かに重要な職任であつたことはいふ迄もない。然らば此の武將宣撫使は如何なる職權を得ていたか。ここにおいて当然予想されるのは強大な軍事權であるが、果して要録七卷九・紹興六年正月辛巳の条に

是皆屬玠矣。云云。

とある如く、文臣宣撫使廢局に伴いその兵三万の正式移管と共に武將宣撫使として兵馬の全權が吳玠に容認されているのである。勿論此の紹興六年以前既に軍事権を所有していたことはC表の職任に見て明らかであるが、此の時文臣宣撫使の兵力を吸収することによつてその規模は飛躍的に拡大し、それが如上の全面的軍事権の付与という形となつて現れたものと思われる。何れにせよ文臣宣撫使が以前掌握した軍事権は実はその儘吳玠に継承されたのである。但し此の時その兵馬を養うべき錢糧の調達は都轉運使趙開が全責任を負うていた。つまり財政権の基本である錢糧の徵収及び移用についての直接権限は飽く迄都轉運使趙開の手中にあり、吳玠の手にはなかつたのであつて要録^{卷九}・紹興六年三月戊辰朔の条に

川陝宣撫副使吳玠言。「本軍錢糧闕乏。」張浚乞。「令都轉運使趙開躬親前去心副、仍詰開違慢。」從之。

とある如く錢糧の闕乏に際して吳玠が直接都督行府の張浚に訴え、張浚から政府に劾奏していることは按劾督責權も玠にはなかつたことをも又想定せしめるものであり、然も

右に対応する詔として要録同卷・同月癸酉の条に

^{略上}詔。(趙)開躬往軍前。極力措置水運。^{略中}仍令制置大使席益。常切催督。

とある如く、一方の制置大使にはその催督權が確かに認められていたのである。従つて以上によつて少くとも紹興六年当時、吳玠は軍事権についてはこれを全面的に容認されていたが財政権については正式にはこれを容認されていなかったということが出来る。つまりこれこそ東南方面において劉・韓・張・岳の四武將に対して既に行われていた武將宣撫使体制の再現に他ならなかつたのである。所が事情はその後都轉運使の人事交替によつて急変した。今四川都轉運使の任免状態を整理して略掲すればD表の如くである。表中「總領四川財賦」と見える趙開の正式職名は「宣撫處置使司隨軍轉運使專一總領四川財賦」であつて、此の職名に窺われる如く趙開は宣撫處置使と極めて深い關係にあつた。つまり張浚は此の趙開を通じて驚くべき増徴を敢行したのである。従つて總領から都轉運使への職名改更はその理由として要録^{卷五}・紹興五年十一月乙酉の条に

秘閣修撰都大提學成都府熙寧廊秦鳳等路茶事兼提學陝西等路賈

D表 四川都転運使任免表（要録同年月各卷、卷七、宋史三七四）

氏名	職名	本籍地	就任時期	転・退任時期	就任前の状態
趙開	総領四川財賦	普州	建炎三年十月	紹興五年十一月	四川の錢糧官
同 右	四川都転運使	同 右	紹興五年十一月	紹興六年八月	同 右
李迨	同 右	東平府	紹興六年八月	紹興八年二月	兩浙の錢糧官
陳遠猷	四川転運副使	同	同	紹興九年七月	吳玠の幕客
張深	同 右	華州	紹興八年二月	同 右	四川の錢糧官
高士瑰	四川転運判官	—	紹興八年七月	（同 右）	吳玠の幕客

馬監牧公事專一総領四川財賦趙開。為四川都転運使都大提舉茶馬兼川陝宣撫使司參議。開嘗論。「総領財賦。於四路漕計或不相關。宜正其名。使知有所統屬。」張浚是之。故有是命。

とある如く総領としては従来統握し得なかつた四路転運司を正式に所屬するという職權増大の他に、基本的には従来所屬していた宣撫司から独立する体制が樹立せられたことを意味する。然も尚宣撫使司參議を兼任せられているのは、いふ迄もなく經過的措置であり、現実には宣撫司の錢糧の調達を職務としていた關係上急激な制度の変化は問題を生ずる恐れがあつたので如上の措置が採られたものと考えられる。即ち都転運使は以上の如く総領が宣撫司から独立し、その規模・職權を飛躍的に増大せられたものであつたわけ

である。所がD表都転運司の長官に趙開の罷免後兩浙の都転運使であつた李迨と共に吳玠の參議官の陳遠猷が副使として進出し、又李迨の退去後には陳遠猷がその儘留任する他、副使の張深と共に吳玠の主管機宜文字の高士瑰が更に判官として追加されている。四川の漕計を總掌する重要な此の使職

に吳玠の幕客が如上の進出を見ていることは、勿論彼等を通じて吳玠が軍事面のみならず財政面にも関与し得るに至つたことを示すものであり、さすればたとえ間接的ではあるにせよ財政權を認められたということになる。然もそれのみではない、要録卷一・紹興九年正月庚寅の条に

故事。置四川都転運使。以掌軍儲。而四路漕司各領經費。都漕司蓋不得与。其後起復直秘閣高士瑰為四川転運判官。乃以籩軍糧為詞。請下四路漕司。不拘司分名色。尽行剗刷。副。許之。至是御史中丞勾龍如淵言。如此是於歲約軍需之外。暗侵諸路漕司歲計。勢必及民。凋察之余。何以堪此。詔制置司措置。

とある如く高士瑰に至つては従来の都転運使すら容易には関与出来なかつた四路漕司の財計を徴発し、然もそれが一

時的にもせよ許容されているのである。既に全面的な軍事権を把握し、更に又財政面をも左右し得る職権を得たとすれば、武將宣撫使の職権はここに至つて飛躍的に増強されたわけである。

以上を要するに、当初異例の大権を付与されて川陝方面に君臨した宣撫処置使は、その後逐次職格・職権を縮減せられて紹興六年遂に廃止され、軍事権は宣撫副使吳玠に、財政権は都転運使趙開に、又民政権は制置大使席益に夫々分掌せられたが、その後制置大使の降格及び都転運司人事の交替によつて吳玠の職格・職権は一層権威あるものとなり、間接的ではあるが財政権をも又容認されるに至つたことが理解されたわけである。但し如上に考察したのは南宋権力によつて認められた職格・職権である。従つて右の推移は文・武両勢力に対する南宋権力の意向を窺う為めの貴重な資料ではあつても勢力それ自体の強弱を評定する絶対的根拠となるものではない。然らば勢力の現実の推移は果して如何であつたか。

二

宣撫処置使張浚はその閬州時代において尚四万五千に及ぶ大兵力を統握し、行動の基礎としていた。要録卷八・紹興三年九月戊寅条に

初。張浚之在閬州也。奏言。宣撫司見屯諸將官兵四万五千人。

馬五千余匹。而吳玠・閔師古兩軍不與。浚既出蜀。副使王似等

奏。見兵三万七千人。馬二千八百余匹。詔浚具所留兵數以聞。

至是浚言。遂赴行在。乃建康所擢親兵。及摘差武騎銳士・良家

子。与奉詔所遣西兵等。共八千余人。馬二千三百余匹。乃命浚。

於所至遣還西兵五千人。以備捍禦。

とある如くである。八千人を張浚が行在に連行した後、尚王似の下には三万七千人の兵力が残留したというのであるから、兵力を四万五千とした張浚の此の奏言は閬州時代後期の宣撫処置使兵力の現実を伝えたものと見てよい。然も此の特別條とされた閔師古・吳玠の兩軍は共に閬州の宣撫処置使にとつては最も外郭的地点に当る階州・仙人関に夫々拠つて活躍していた。従つて正確な員数が宣撫処置使に把握された四万五千は恐らく同使の直轄する兵力であつたと考えられる。次に張浚が連行した八千の兵力は彼の出使以来の親兵、その後彼が閬陝方面において諸軍中より選抜

した武騎銳士・良家子、及び西兵によつて構成されていた。然も西兵については要録卷六・紹興三年六月庚寅条に記載が見え、更に註記として

掘目麻。今年九月乙亥（張）浚具到將帶本司兵馬四項。數多者止五千人。統押官亦無（張）澄名。數內有五千人又已得旨遣還。とあり、その兵力が五千であつたこと、それが旨を得て遣還されたことの兩事実が認められ、更に又要録卷二・建炎三年七月庚子の条に

知樞密院事御營副使宣撫處置使張浚以親兵千五百人・騎三百発行在。云云。

とある如く建康以来の親兵は兵・騎合計千八百であつたが、要録卷三・建炎四年十一月の条に

略上。（張）浚之自鄆南婦也。將士皆散。惟親兵千余人自隨。云云。

とある如く富平の役後は千余人であつたといわれるから、結局八千の内訳は五千の西兵と千余の親兵、及び二千弱の武騎銳士・良家子であつたわけである。武騎銳士・良家子が結局興州・閩州時代張浚によつて新しく組織された親兵であつたことはいふ迄もない。つまり張浚は此の新・旧の

親兵三千を中核として四万五千の兵力を直轄し、更に外郭兵力として関師古・吳玠の軍に号令していたということが出来る。尚吳玠・関師古の外同じく外郭的存在のものとして金房鎮撫使王彥の軍があり、特に饒風関の役後は要録卷六・紹興三年五月丙子の条に

略上。時軍食益難。張浚乃以（王）彥兼宣撫司參議。駐兵通州。云云。

とある如く宣撫司參議を帯任せられ、軍食も宣撫處置使から供給されることとなつたが、鎮撫使は政府の合認した独自の勢力であつて、宣撫處置使とは本来的に隸屬關係のないものである。従つて少くとも政府に報告する兵数として張浚が加算する筈はなく、さすれば別隊軍としてすらその名が見えないのも敢て不自然ではない。然らば別隊軍の兵力は如何程であつたかというに、金史卷八・撤里喝伝に

略上。与宋王彥之軍七千人遇于沙会澤。敗之。遂克金州。連破吳玠諸軍于饒峰関。云云。

とあり、要録卷一・紹興六年七月辛巳の条に是日。行營前護副軍都統制王彥發荆南。以所部八字軍万人赴行在。云云。

とある如く王彦の兵力は饒風関の役前に七千、その後荊南府より行在に赴いた時に一万と伝えられ、又要録^二・紹興四年正月の条には

^{略上}（閔）師古深入至石要嶺。忽遇敵兵。与戦大敗。師古旋師大潭。内懷慙懼。遂單騎降賊。自此失洮・岷之地。但余階・成而已。師古之未叛也。嘗請於朝。以為聚兵五年。所集二万余衆。合用糧食。惟岷州管下大潭・長道兩界。和糴不多。兼宣撫司別無底副。委是養贍不足。云云。

とあつて閔師古叛去の注目すべき事情が見えているが、右によれば叛去時の彼の兵力は二万余であつたということになる。所が吳玠については要録^四・紹興元年五月乙巳の条に

^{略上}（吳）玠与其弟統領官武翼郎閔門宣贊舍人璘。以散卒数千入。駐（和尚）原上。云云。

とある如く紹興元年当時その兵力は未だ数千に過ぎず、又要録^六・紹興二年二月辛卯条に

^{略上}。先是。知興元府劉子羽聞金州陷。即遣統制官田晟守饒風関。拒敵來路。且馳檄召玠。時宣撫司未有行下。玠曰。「事迫矣。諸將不能辦。我当自行。」^{略中}。自河池一日夜馳三百里。^{略中}。玠軍纔

数千人。蓋以洋川義士万三千人。云云。

とある如く饒風関の役において義士兵力を併合する迄はその主力はやはり数千に過ぎなかつた。義士兵力については後記する。外郭軍の兵力が如上の程度であり、然もそれ等が階州・仙人関・金州に夫々拠立していたとすれば、四万五千の直轄兵力を擁した宣撫使がそれ等の外郭部隊に對して軍事的にも絶対優位の姿勢を保ち得たのは当然である。即ち宣撫使張浚は閩州時代の後期、三千の親兵を核として四万五千の兵力を直轄的に統握し、更に数万の外郭部隊を指揮する所の一大軍事勢力を川陝方面に造成していたのである。

所が此の四万五千の兵力も既述の如く邵溥の時代には三万に減損していた。従つて王似・盧法原時代に差引一万五千が失われたわけであるが、そのうち三千は既に張浚と共に行在に去り、又要録^八・紹興五年二月乙酉の条に

川陝宣撫副使盧法原言。「已選銳兵五千。令右武大夫開州團練使劉錡統押。俟審知駐蹕之地。倍道前去。」詔。將兵不須起發。令錡疾速赴行在。

とある如く盧法原の死の直前劉錡に率いられた五千の兵力

が行在に去つてゐるから合計八千は東南方面に消えたことが判然とする。然らば差額の七千は如何であつたか。これは呉玠兵力の検討によつて始めて解決される。

呉玠の兵力躍増の経過が最も簡明に記されているのは建炎以来朝野雜記（以後朝野雜記と略称）甲集卷一・「関外軍馬錢糧數」の項に

興州・興元府・金州三都統司兵。本曲端・呉玠・関師古之徒。

関西部曲也。端死。師古繼叛。其部曲皆為玠所有。王庶・劉子

羽繼在興元。招召流散。組成軍伍。子羽罷。玠并將之。其後盧

立之（法原）為宣副。尚有兵三万余。立之死。亦為玠所併合。

是三者為兵共七万人。云云。

と見える記事であるが、右記事において先ず問題となるのは盧法原の死後宣撫司三万余の兵を併せたとしてゐる点である。既述の如く呉玠が宣撫使の兵を併せたのは邵溥解任時であるから、普通ならば盧法原よりもむしろ邵溥を記載する筈である。それを敢えて盧法原の死後と記載してゐるとすれば勿論然るべき理由があるものと見るのが自然であるが、果して要録卷八・紹興五年三月壬午の条に

略上 時（邵）溥寓居犍為縣（嘉州）。故就用之。然自是戰守事

（吳）玠始專行。溥蓋不得項。

とある如く既に邵溥時代呉玠は宣撫司兵力に對する事実上の軍事権を得てゐるのである。即ち盧法原の死後と記載したのは実は事実上の併合時期を示してゐるのであつて、さすれば他の場合も同様であつたと見るのは別に不自然な解釈ではない。然らば関師古の場合は如何であつたかというに、彼が單騎齊國に奔つた後、要録卷七・紹興四年三月辛亥の条に

略上 吳玠聞（関）師古叛。并其軍麾下。厚資給焉。由是玠軍益以精強。

とある如く呉玠は直ちにその軍を併せてゐる。これが事実上の併合であつたことはいふ迄もないから、結局如上の解釈はこの場合も通用するわけである。関師古は二万余の兵力を残して單騎齊國に奔り、然も呉玠は直ちにその軍を併合したのであるから、此の場合の併合兵力は大体二万前後であつたと見て大過ない。即ち呉玠は紹興四年三月に二万、紹興五年三月頃三万の兵力を夫々事実上併合して計七万の大兵力を統握するに至つたのである。従つて残額の二万は呉玠元從の兵、曲端・劉子羽の兵によつて構成されていた

ことになるが、曲端の死は紹興元年四月、劉子羽が興元の帥を罷めたのは紹興三年二月である。これに対して少くとも義士兵力を併合する紹興三年二月以前吳玠の兵力は大体数千の規模であつたといふのであるから、当然曲端の遺兵もその数千の枠内に含まれていたと見てよく、さすれば二万のうち数千が吳玠元従の兵及び曲端の遺兵、そうして一万余が劉子羽の興元の兵によつて占められていたとするのは一応妥当な解釈と思われる。所で此の興元の兵は前帥王庶によつて召集せられたもので要録卷一・紹興八年五月丁酉条の御史中丞常同の言中に

略上 興元。川陝之咽喉。王庶為守。積穀至百余万石。教養勇

（義士）六万人。正兵万余人。城壁一新。云云。

とある如く義士及び正兵をその構成要素としたが、要録

卷六・紹興三年二月己亥の条に

略上 初饒風關陷。（劉）子羽与吳玠謀守定軍山。玠憚之遂西。

子羽亦退屯三泉巽。從兵不及三百。略中 子羽以澶毒山形斗拔。

其上寬平有水。乃築壁壘。凡十六日而成。其衆稍集。既而統制

官王浚（誤）又以五千人至。於是軍勢復振。

とある如く饒風關陷落後は一時消滅し、その後再び劉子羽

の下に集つて軍勢を振つた。不便な山寨に直ちに集つてゐることから見て此の再集兵力が劉子羽に軍食を依存する正兵を主としたことは直ちに諒解出来、又その兵力規模も、王浚の五千が特記せられてゐることや王庶時代の兵力から見て大体七・八千程度と推定される。次に要録卷七・紹興四年三月辛亥朔条に

川陝宣撫司都統制吳玠敗敵於仙人關。略中 玠又遣（楊）政与統領官田晟。出銳兵。持長刀大斧。擊其左右。略中 玠遣統制官王浚。設伏河池。掘其歸路。又敗之。云云。

とある如く仙人關の役には王浚も、又同じく嘗て劉子羽の統制であつた田晟も、共に吳玠の麾下に属して活躍してゐるから、少くとも此の役以前にその兵力は吳玠に併合されてゐた筈である。所が要録卷六・紹興三年四月辛卯条に

略上 （張）浚遣統制官王浚復洋州。興元府。云云。

とある如く此の時には直接張浚が王浚に命令を下してゐるのであるから、恐らくは劉子羽から一旦張浚の麾下に入り、その後仙人關の役即ち紹興四年二月迄の間に吳玠に併合されたものと解せられる。然も統制として直接張浚から軍事命令を受けたことは、その兵力が当然張浚の直轄兵力たる

四万五千の中に含まれていたことを物語るものであり、さすれば又王似時代の四万二千の中にも含まれていた筈である。更に彼等がやがて呉玠に所屬したとすれば、その兵力七・八千は結局四万二千の中から失われたこととなる。即ち問題の減耗兵力七千こそ実は此の劉子羽麾下の正兵兵力に他ならなかつたわけである。そうして少くとも紹興四年二月以前に呉玠に吸収されたのである。劉子羽から張浚・王似を経て間接的に呉玠に繼承された正兵兵力に対し、直接呉玠が繼承したのは一万三千の義士兵力であつた。その併合は饒風関の役以前であつたが間もなく同関陥落及びその後の混乱、更に義士には錢糧支給の原則がなく従つてそ

E表 呉玠・文臣宣撫使兵力消長表

年 月	呉玠兵力	兵力構成	文臣宣撫使兵力	減増理由
紹興三年二月	数 千	呉玠・曲端の兵	四万五千	
紹興三年五月	一万数千	興元の義士	三万七千	行在に赴行
紹興三年六月			四万二千	張浚より遣還
紹興三年九月	二 万	劉子羽の正兵	三万五千	呉玠に移管
紹興四年二月	四 万	関師古の兵	三万五千	行在に赴行
紹興四年三月			三万五千	
紹興五年二月	七 万	盧法原の兵	三 万	呉玠に移管
紹興五年三月				

れを正規の軍籍に併入するには財政的裏付けを必要とした等のことから見て、勿論右の一万三千が悉く正規軍に併入された筈はない。劉子羽の全兵力が一万余であり、又そのうち正兵兵力が七・八千であつたとすれば、結局その差額の五・六千が義士兵力と見られるが、それは如上の事情に徴しても大体妥当な兵数ではなかつたかと考えられる。勿論現実の併合は少くとも饒風関の役以後に行われた筈であるから、結局それは劉子羽の解任後に他ならず、従つて此の義兵に関する限り朝野雜記は正確な事実上の併合期を伝えてゐるわけである。理解に資する為め以上に考証した結果を表に示せばE表の如くである。即ち当初巨大な軍事勢力を誇つた宣撫使置はその後紹興三・四・五の三年間に逐次その兵力を減損せられて紹興五年の盧法原の死後は置司地の綿州後退と共にその兵力を事実上失うに至つた。所がこれに対し当初は微弱な宣撫使置の外郭兵力に過ぎなかつた呉玠は同じく右の期間に興元府の劉子羽の兵、階州の関師古の兵を併合して文臣宣撫使の兵力を凌駕する勢となり、遂に紹興五年綿州の文臣宣撫使の兵をも事実上併合して七万の兵力を擁す

れを正規の軍籍に併入するには財政的裏付けを必要とした等のことから見て、勿論右の一万三千が悉く正規軍に併入された筈はない。劉子羽の全兵力が一万余であり、又そのうち正兵兵力が七・八千であつたとすれば、結局その差額の五・六千が義士兵力と見られるが、それは如上の事情に徴しても大体妥当な兵数ではなかつたかと考えられる。勿論現実の併合は少くとも饒風関の役以後に行われた筈であるから、結局それは劉子羽の解任後に他ならず、従つて此の義兵に関する限り朝野雜記は正確な事実上の併合期を伝えてゐるわけである。理解に資する為め以上に考証した結果を表に示せばE表の如くである。即ち当初巨大な軍事勢力を誇つた宣撫使置はその後紹興三・四・五の三年間に逐次その兵力を減損せられて紹興五年の盧法原の死後は置司地の綿州後退と共にその兵力を事実上失うに至つた。所がこれに対し当初は微弱な宣撫使置の外郭兵力に過ぎなかつた呉玠は同じく右の期間に興元府の劉子羽の兵、階州の関師古の兵を併合して文臣宣撫使の兵力を凌駕する勢となり、遂に紹興五年綿州の文臣宣撫使の兵をも事実上併合して七万の兵力を擁す

る大武將に迄成長するに至つた。然も要録^{卷一}・紹興九年七月壬辰条に

^{略上}。以行營右護軍精兵八万余人。三万人分守關隘。五万人分守

陝西。云云。

とある如くその巨大な兵力の規模は吳玠の死に至る迄些かも變る所はなかつたのである。

元來陝西は精銳の産地として知られ、要録^{卷一}・紹興九年四月庚午条の高宗の言中に

至如陝西五路。勁兵良將所出。他時当用腹心之臣可也。

とある如くその伝統ある勁兵・良將は時の南宋權力によつても大いに注目されていたが、要録^{卷一}・紹興九年九月甲辰条の周聿の言に

陝西諸路。既命楊政師熙河。吳璘帥秦鳳。然所屯之衆。皆四路

忠勇之士。吳玠教習已踰十年。百戰之余。所向無敵。和好既成。

即可往來。旧国旧都。不能無念。云云。

とある如く吳玠の兵こそは正にその陝西の精銳に他ならず、然もその元來の優秀な兵質に加えて吳玠の独自の教習を経、文字通り百戰不敗の戦歴を誇つていた。その後右護軍の行動について要録^{卷一}・紹興十年閏六月甲申条に

^{略上}。已而(田)晟所領兵將有旧營徒偽者。望風驚潰。惟右護軍万人手敵盛戰。中傷死敵者什一。然無一人遁者。云云。

とあるのは正に右の事実を實戦において確証する好例である。つまり吳玠の七・八万に及ぶ兵力はその規模が巨大であつたのみならずその質も又極めて優秀であつたのである。質・量共に懸絶した如上の兵力が強大な軍事を支える根幹であつたことはいふ迄もなない。然もそれは吳玠自身の十年に及ぶ育成に負う所大であつた。然らば吳玠は如何にして如上の精銳を育成しか。その前提は先ず軍心の把握であつた。要録^{卷一}・紹興四年四月庚辰朔条に

^{略上}。(吳)玠素不為威儀。既除宣撫副使。簡易如故。常負手歩

出。与軍士立語。幕客請曰。「今大敵不遠。安知無刺客。万一

或有意外。則豈不上負朝廷委任之愆。下孤軍民之望哉。」玠謝

曰。「誠如君言。然玠意不在此。國家不知玠之不肖。使為宣撫。

玠欲不出。恐軍民之間。冤抑而無告者。為門吏所隔。無由自達。

玠所以屢出者。防有此耳。」幕客乃服。

とある如く彼が宣撫副使となつても殊更威儀を作さず軍士と立語して下情を採知していること、又要録^{卷一}・紹興七年七月癸丑の条に

略上。時軍闕見糧。玠頗以家財給之。云云。

とある如く私財を供して軍の乏糧を補つてゐること等は共に彼が軍心掌握に意を用いてゐたことを確証するものである。然も彼は如上の軍心掌握と同時に徹底した信賞必罰の方針を採用した。要録^{卷三}・建安四年三月乙巳条に

略上。始青溪嶺之戰。(吳)玠牙兵皆潰。及是玠治兵秦鳳。諸潰

卒復出就招。玠問訊再三。搜索非是者五六人。斥遣之。余悉斬於遠亭下。去秦州十里。軍中股慄。自是每戰皆効死。無復潰散者矣。

とある如く牙軍と雖も軍律を乱して潰散した場合断呼たる処分を行つてゐることはそれを確証する。勿論此の処置は彼が嘗て所屬した曲端勢力に対する政治的意図に出たものであり、結局此の強行手段の採用によつて彼の方針が曲端の場合とは異なることを全軍に示したものに他ならぬ。それともかくとしても彼が治軍の始めに此の信賞必罰方針を明らかにしたことは重要であつて、それこそは此の方針が今後呉玠軍の基本方針として採用されることを宣言するものであつたと見てよい。更に又彼は要録^{卷九}・紹興六年正月辛巳の条に

略上。(張)浚之初入蜀也。在軍中者。皆依衛官例給券。有職事人。

支供給月糧。隊下敢效。支錢米。其余兵校。則依軍額支衣糧及料錢。及玠專為宣撫副使。始別立格例。隊官已上。依衛官支軼料供給。隊下有官人。以武芸高下。給月糧。又添支網錢。敢效諸軍。依軍額外。以武芸高下。添支銀錢。蓋以為激勸也。云云。

とある如く給与の裏付けを以てする明確な能力中心主義とその統兵方針として採用してゐる。然も此の給与体系が全く彼独自の意志に基いて組みかえられたものであり、張浚時代のそれに比して面目を一新してゐることは極めて重要である。如上の明確な路線に沿つて長年育成されたとすれば、その兵力が精強になるのは当然である。さすれば此の精強な兵力を把握した呉玠の軍事力が張浚の軍事力とは到底比較にならぬ程強大であつたとしても何等不思議ではないのである。所で如上に示した呉玠の兵力育成の方針の根本をなすものは、遑もなくそれを裏付ける錢糧の確保であつた。つまり錢糧の裏付けなくして如上の方針は有り得なかつたからである。従つて此の錢糧の確保は呉玠にとつて極めて切実な問題であつた。一方文臣大帥にとつても勿論此の問題は重大であつた。軍事力の掌握に自信のない彼

等にとつてそれこそは軍事力を統御し制圧する殆んど唯一ともいえる手段であつたからである。然らばそれは如上に示された権勢の交替過程に如何に現れたか。此の点を財政規模に視点を合せて次に検討してゆくこととする。

三

南宋建国期の四川の財政について要録^一・紹興七年五月壬午の条に見える四川都転運使が奏上した長文の報告は極めて重要な内容をもつものであるが、その報告中に

略上。歳収錢物。因有上供・進奉・土貢・三路綱・坑冶・課利等

寔名錢物。共計一千五百九十九万。係四川旧額所管歳入之數。

其勸諭激賞増敷役錢・助軍頭子錢・免支移米脚錢・秋稅上出納

地理脚錢・塩酒増息錢等課名錢物。共計錢二千六十八万。係軍

興後來所増歳入數。今比旧額。已増過倍。云云。

とあつて四川の歳入数が見えている。即ち四川は北宋時約一千六百万緡の歳入額があつたが軍興以来の増徴分が既に二千万緡に達していたといふのである。従つて四川の此の時の財政規模は三千六百万緡でありその内訳は旧額が千六百万緡、増徴が二千万緡であつたわけである。次に要録に

見える四川都転運司の歳出・歳入額を示せばF表の如くで

F表 四川都転運司（総領）歳出歳入表（単位万緡）

年次	歳入	歳出	吳玠一軍消費額	典拠
紹興四年	三、三四二	三、三九二	一、九五五	要録 八四
紹興五年	三、〇六〇	四、〇六〇	二、三七〇	要録 九五
紹興六年		三、二七六		要録 一一一
紹興七年	三、六六七	三、八二八		要録 一一一

ある。表を一見して理解せられることは都転運司の財政規模が多少の起伏があるが大体三千乃至四千万緡の程度で一定していることである。このことは大体如上の規模が此の時期において都転運司の徴収し得る最大限度であつたことを物語るものである。所が此の財政規模に対して吳玠一軍が紹興四・五年度に使用した歳額は二千万緡前後であつてその全支出額に対する比率は夫々六割である。つまり吳玠は既に此の紹興四・五年度において都転運司歳額の過半を消費していたわけである。然も吳玠一軍の消費額として歳支の中に見えていることは少くとも毎歳如上の規模の錢糧の消費を吳玠一軍が認められていたこと、いい換えれば恒常的な錢糧支給の体制が吳玠軍に対して樹立せられていた

ことを意味する。即ち以上によつて呉玠は紹興四・五年頃毎歲恒常的に都転運司歳支額の六割に達する巨大な錢糧を消費し得る立場にあつたことが理解せられたのである。所が更に要録^{卷一}八・紹興八年二月乙亥の条には

^{略上}。右正言李誼言。蜀都五十四郡。歲贍（吳）玠軍近四千万緡云云。

とあつて紹興八年頃には毎歲四千万緡に近い錢糧を消費していたことが知られる。四千万緡といへば都転運司総財計の十割或はそれ以上である。即ち都転運司自体の財政規模には殆んど変化はないが、呉玠一軍の消費額に関する限り右の期間に驚く可き上昇を示しているのである。所で紹興四・五年頃の呉玠の正規に認められた兵力は四万程度であり、紹興七・八年頃の兵力は七・八万程度である。四万の兵力に対して二千万内外の錢糧が消費され、七・八万の兵力に対して四千万弱の錢糧が消費されたものとすれば、錢糧の消費額は明らかに兵力の規模に大体準じているわけであり、此のことは文臣宣撫使の兵力と対比して見ても大体諒解せられる。つまり都転運司の如上の財計は結局現実には呉玠軍及び文臣宣撫使の養兵費にその殆んど十割が消費されて

いたわけであり、文字通り贍軍錢糧に他ならなかつたわけである。兵力と錢糧消費額とがかくの如く密接な関連を有するものとすれば、少くとも文臣宣撫使の兵力が正式に呉玠に移管された紹興六年には、都転運司歳支額の殆んど十割は事実上呉玠軍によつて消費せられたわけであり、さすれば呉玠軍の都転運司財計内における消費額が劃期的に増加したのは兵力の正式移管が決定された紹興六年に他ならなかつたということになる。かくして都転運司は事実上呉玠軍専門の錢糧調達機関となるに至つたのであり、呉玠の側から見れば都転運司を通じて四川四路から調達される錢糧を全面的に消費し得ることとなつたわけである。此の錢糧は嘉陵江の水運を通じて呉玠軍の下に輸送されていたのであるが、それについて要録^{卷一}〇六・紹興六年十一月戊寅条に

封嘉陵江神為善濟侯。江。自夔州之梁泉。歴興・利・閬・果・合・恭。以入大江。川陝宣撫副使吳玠言。正係餉軍漕運水路。望加封爵故也。

とある如く呉玠の意志によつて同江に封爵の加えられているのが実に此の紹興六年であつたことは、要録^{卷一}〇四・紹興六年八月癸卯条に

^{略上} 朝論悉言。（趙）開与（吳）玠・（席）益不可共事。云云。

とある如き理由によつて久しく錢糧を總督してきた趙開が都転運司の職を罷められ、更に呉玠の幕客陳遠猷が同書・同卷・同月壬子の条に

^{略上} 朝廷。以呉玠与計臣不和。故用其幕客為副焉。

とある如き理由を以て四川転運副使に進出していることと共に極めて注意を要する事実である。そうしてその後趙開に代つて同司を領した李迨も要録^{卷一八}・紹興八年二月乙亥の条に

龍圖閣直学士四川都転運使李迨罷。用川陝宣撫副使呉玠奏也。

^{略中} 上曰。「迨在帥府。朕熟知其為人。性実不通。然能任怨。

乃奉公吏也。可且与宮祠。」云云。

とある如く明らかに呉玠の意志を反映した人事によつて解任せられているのである。さすれば以上によつて呉玠が紹興六年以後都転運使の巨大な財計を殆んど全額消費したのみならず、その財計の把握についても異常な進出を示したことが確認せられたわけである。因みに此の時期呉玠と併立せられた制置大使について見るに、要録^{卷九}・紹興六年三月丙子条に

^{略上} （席）益未至成都。道奏。「兩蜀去秋荒歉。乞米三万石專充濟糴。」詔趙開。除副使呉玠一軍歲計糧米外。將其余寬剩米斛付益。云云。

とある如く呉玠一軍に應副した残余の使用が認められていた。然も此の時既に呉玠一軍は都転運司財計の殆んど十割を消費していた筈であるから、現実には都転運司に関する限り、制置大使の消費し得る錢糧の規模は全く問題にならなかつたわけである。

F表に掲げた巨大な都転運司の財計はいふ迄もなく、張浚の宣撫処置使時代にその大体が確立せられたものであつた。このことについての詳細は一切別稿にゆずることとするが、要録^{卷七}・紹興四年四月庚辰朔条の王似の言に

川陝屯駐大軍。費用浩瀚。漕司所入。止充常賦。諸司錢物。見在不多。累年經費。委是趙開悉力措置。茶鹽酒息之類。通計約

二千万貫。資助調度。搜革宿弊。増広課息。於民無科率騷擾。

今來若令本官罷任。緣目即正当邊事之際。財用急闕。全籍趙開措置應辦。深恐別差官主管。不知首尾。措置乖方。有誤贍養大軍。利害至重。

とあり、又同条前段に見える趙開の自疏中に

略上。自建炎三年至紹興二年終。茶塩酒息増額錢。並買抵擬陝戸田産等錢。共収一千五百三十五万余貫。兼隨軍秦州。応副過陝西茶駄。及於陝西創行印造銅錢引。紐計川錢八百三十四万余貫。此外未嘗創立名目。科抑民間。云云。

とあるのは共に右の事実を裏書きするものである。然も如上の兩記事中に見える財計数字はすべて純然たる増徴額を示したものである。つまり歳額千六百万緡と伝えられる旧来の常賦は当然右の外に存在していたわけであるが、それは要録^二卷四・紹興元年二月癸酉の条に

詔張浚。措置津筭四川上供金帛赴行在。自置宣撫司。而上供悉為截留。以備軍食。至是戸部以將行大札。及行在急劇為言。故有是命。然川陳用度繁。截留如故。

とあり、更に又同書^三卷四・建炎四年の条に

略上。至是宣撫司歲截陝西河東北三路絹綱三十万匹。令民輸其直以贍軍。云云。

とある如く旧額の窠名中に含まれる上供・三路綱等を悉く截留使用していることから見ても勿論宣撫処置使によつて掌握されていた筈であるから、此の旧来の常賦の上に驚くべき増徴を敢行し得た宣撫処置使はいう迄もなく巨大な財

計の掌握者であつたと同時に強大な財政権力の保持者でもあつたわけである。所が此の宣撫処置使の巨大な財計に比して和尚原時代の呉玠は要録^九卷三・建炎四年十一月の条に

略上。時（呉）玠在（和尚）原。軍食不繼。鳳翔之民。感其遺惠。相与夜負楚粟輸之。玠亦憐其遠意。厚賞以銀帛。民又益喜。敵怒。遣兵伏渭南。邀而殺之。又令保伍相坐。犯者皆死。而民益冒禁輸之。數年然後止。

とある如く彼にとつては最も切実な問題である筈の軍食の欠乏すら陝西鳳翔府方面からの輸粟によつて解決せねばならない状態であつた。それは要録^四卷九・紹興五年十月条の喻汝礪の言に

略上。夫所謂和尚原者。鳳之東境。距宝雞縣裁兩駅。抵鳳翔不能百里。我若屯兵其間。則可以下窺秦・雍。而於函・洛之路。未絶也。所謂仙人関者。興之東境。距利州裁七駅。自利抵劍門関。百里而瀛。今我退守仙人関。則蜀之險要。所失過半。云云。

とある如く和尚原が四川よりもむしろ陝西の領域内に属し、陝西とは連絡を保ち得ても四川との連絡は困難であるといふ地理的な条件と共に、要録^三卷五・紹興二年閏四月壬子の条に

初。陝西都統制吳玠成河池県。同都統制王彦成金州。二鎮皆飢。而利夔路制置使兼知興元府王庶過為守備。閉石門仙人関。塞襄斜路。商販不通。玠・彦病之。云云。

とある如く興元の帥王庶によつて商販の路が塞がれ、現実
に蜀貨の入手が困難であつたという人為的な条件が結局吳
玠をして如上の行動を採らしめるに至つた根本の理由であ
つたと考えられる。勿論此の場合吳玠が遠来を謝して鳳翔
の民に与えたという銀帛は所詮張浚を経由した四川の財計
の一部であつたかも知れぬが、それにしても政治的障害を
乗り越えて遙々齎される陝西の糧粟が量的に巨大であり得
た筈はなく、多少の優価を以てこれに酬いたとしてもそれ
がために費消された類は未だ微々たるものであつたと見て
よい。つまり和尚原時代の吳玠はかくの如く微量且つ不安
定な軍食の状態にあり、然もそれは陝西に依存していたの
であつて、此の軍食の状態に見ても此の当時の吳玠の財計
が未だ殆んど問題とするに足らぬ貧弱なものであつたこと
を充分に窺ひ得る。当時数千といわれた吳玠の微弱な兵力
は多分に此の貧弱な財計、就中微量且つ不安定な軍食事情
によつて規制されていたのである。然るに既述の如く紹興

四年には既に吳玠は巨大な蜀財の恒常的消费者として登場
している。勿論その軍食も嘉陵江を通じて北送される四川
内郡の糧米に依存しているのである。さすれば当然吳玠の
財計は此の紹興二年より四年に至る間に一大変化を遂げた
ものでなければならぬ。然らばそれは何時・如何にして行
われたものであろうか。

吳玠が現実とその軍食を四川に依存し始めたのは要録
^{卷五}・紹興二年六月丙申の条に

宣撫処置使張浚至興元。檄召吳玠・王彦諱事。二將皆願得參贊
軍事劉子羽守興元。略中。子羽至興元。通商輸粟。二鎮遂安。

とある如く彼の要求が張浚に容れられ、劉子羽が王庶に代
つて興元の帥となつた紹興二年六月頃と考えられる。但し
此の場合直接吳玠が依存の対象としたのは四川の中でも最
も北方辺境に近い、つまり吳玠の根拠地に近接する興元府
の蓄積であつた。興元府は漢水上流域を押える関外第一の
雄郡であつて宣撫処置使の根拠地たる閬州とも直接道路を
通じ、特に陝西が金勢力に失陥するや俄然四川防衛の前線
根拠地として重要性を倍加するに至つた。紹興元年三月興
州より後退した張浚が一挙に閬州迄南下した理由の一つは、

閩州ならば嘉陵江水運に密着しつつ興州方面と此の興元府方面とを同時に抑え得たためであり、以て張浚の興元府に対する深い関心の程度を窺い得るのであるが、果して彼は閩州後退と同時に手腕家の王庶を知興元府兼利夔兩路制置使に抜擢してその経営に当らせているのである。然もその結果は要録^{三卷四}・紹興元年三月の条に

^{略上}。時興元帥事草創。倉廩乏絕。師旅寡弱。(王)庶募民教之、河東陝西潰師多旧部曲。往來來婦。不数月。有衆二万。

とある如く忽ちにして兵力が集積せられたのみならず、要録^{三卷五}・紹興二年閏四月壬子条に

^{略上}。始(王)庶治權酷与閩市之征。得其贏以市軍儲。有三年之積。又為亭墩數百。達於秦川。至歲終。有三万人仗。云云。

とある如く財政も急速に充足せられ、興元府は一大軍事都市として面目を一新するに至つた。即ち張浚の王庶起用は確かに成功し、かくして興元府は名実共に四川防衛の前線基地としての貫禄を備えることとなつたわけであるが、実は此の豊かな蓄積こそ微量且つ不安定な軍食の状態に悩んでいた呉玠の第一に着目する所であつたのである。呉玠はかくして興元府の蓄積に着目したが、それを現実に利用し

得る為めには結局劉子羽の時代迄待たねばならなかつた。劉子羽は終始一貫宣撫処置使司参贊軍事の職にあつて張浚の最高頭脳を勤めた人物で張浚とは勿論深い因縁を有していたが、そもそも呉玠を張浚に推薦したのは此の劉子羽であり、又張浚が閩州に後退したのちも一人河池に留つて諸將を督励していたことから呉玠とも又特別の間柄にあつたことが理解される。従つて興元の帥が王庶から劉子羽に交替せられたということは、呉玠にとつては興元府の蓄積を利用し得ることであり、張浚にとつては一段と此の方面に支配力を浸透し得ることであつたが、同時に劉子羽を經由して呉玠と張浚とが現実に結ばれるということをも又意味するものであつた。いい換えれば此の人事交替を契機として呉玠は名実共に四川防衛の戦力として宣撫処置使に認められ、且つその軍食を四川から提供されるに至つたということであつて、呉玠が此の時宣撫処置使司都統制の職を兼帯せられているのは実に如上の変化が職名の上に具現されたものに他ならなかつたのである。かくして呉玠は紹興二年六月以後その軍食を四川の辺郡たる興元府の蓄積に依存することとなつたが、やがて此の状態は翌年二月以後急変

した。即ち饒風関の敗戦によつて興元府一帯は金軍の蹂躪する所となり、王庶以来の蓄積は瞬時にして失われ、嘗ての雄郡も忽ち瓦礫の巷と化したからである。金軍は間もなく撤退したけれども一旦失われた蓄積は二度と戻らず、現出した荒廢状態は新たな蓄積を困難にした。勿論此の現実には宣撫処置使張浚にとつても深刻な衝撃であつたが、その蓄積に軍食を仰いでいた吳玠等の諸軍にとつては一層切実な問題であつた。要録^{卷六}・紹興三年四月辛卯の条に

是日。金人去興元。^{中略}時新羅兵革。軍食益艱。（張）浚命取糧於内郡。云云。

とある如く張浚が此の時軍食問題解決の手段として直接四川内郡に取糧を命じているのは如上の現実に徴して当然の処置といえるものであつた。つまり此の興元府という巨大な中継基地の潰滅によつて宣撫処置使は直接北方辺郡に迄四川内郡の糧米を輸送せざるを得ず、一方吳玠はその軍食を直接四川内郡からの輸送に仰がざるを得ない状態となり、かくして本格的な軍糧輸送体制が宣撫処置使の当面の急務となり、吳玠はその輸送体制を通じて始めて四川内郡と財政的に直結することとなつたわけである。然も此の饒風関

の役における軍事的失敗乃至吳玠の活躍は宣撫処置使をして改めて吳玠兵力の重要性を認識せしめるのに充分な条件を提供した。更に此の重大な時期にそれ迄少くとも吳玠に對しては絶対優位を保ち続けた張浚が劉子羽と共に行在に召還され、要録^{卷七}・紹興四年正月戊辰の条に

自張浚召還。而川陝宣撫処置副使王似・盧法原。人望素整。頗不為都統制吳玠所憚。云云。

とある如く代つて使司を領した王似・盧法原は最早吳玠に對して同様な立場を続けることが困難であつたといわれる。如上の軍糧輸送体制が吳玠にとつて頗る有利な条件の下に整備され且つ運営されたことはいう迄もない。果して吳玠は紹興四年三月関師古の遺兵二万を併せ劃期的に兵力を増強した。然も既掲の関師古叛去の記事に明らかな如く、それ迄その二万の兵力に對して宣撫処置使による軍糧の保障はなかつた。むしろ軍糧の欠乏が関師古の叛去を促す最大の原因であつたといえる。さすれば如上の条件下にある二万の兵力を併合する以上、軍糧の確保は当然最大の問題であつた筈である。然るに吳玠は何等ためらう所なくその兵力を併合したのみならず、特に錢糧を優賜して彼等を慰撫

しているのである。勿論この事実は吳玠が既に四川内郡に直結する恒常的取糧体制を確立し、更にその体制に基いて軍糧の増額を督促し得る立場にあつたことを確証するものである。長大且つ險阻な道程による軍糧の輸送が困難である許りでなく巨額の経費を要することは要録〇二・紹興六年六月辛酉条の侍御史周秘の言中に

略上。 今漕司之所較者。惟船運之費而已。且成都一路言之。自水運至軍前。用钱四貫三百。可致米一石。若使稅戶自陸路搬運。

則每石所用。三倍於水運之直。若值農時。民間雇人搬運。則其所用。又三倍於稅戶自運之費。云云。

とある記事によつて窺われるが、然も一挙に二万人の軍食を此の輸送路によつて増輸せねばならなかつたとすれば、それが宣撫処置使の財計にとつて如何に深刻な打撃であつたか想像に難くない。それにも拘らず結局此の増額は行われ、それがF表に見える紹興四年度の巨大な吳玠一軍の消費額となつて現れたのである。即ち興元府の潰滅によつて始めて四川内郡に直結する軍糧輸送体制による機会を得た吳玠は、その後彼に齎された絶好の情勢を見事に掴んで忽ちその輪糧体制に基く飛躍的な増額に成功し、紹興四年度

には既に四川財計の六割に及ぶ二千万緡の消費者として登場するに至つたのである。

以上四川財政の基本である総領↓都転運使の財計を中心として吳玠と文臣大帥との財政力の推移を検討して来たが、要約すれば次の如くである。即ち当初宣撫処置使張浚及び張浚最頼の財政官僚であつた趙開によつて築かれた四川の財計は、張浚の解任後も尚その職に留つた趙開によつて運営され、やがて文臣宣撫司の廃止と共に都転運司の財計として独立するに至つたが、その規模は紹興四年以後三千乃至四千万緡に達するものであつた。これに対して当初は最も切実な軍食を陝西方面からの微量且つ不安定な輪糧に仰いでいた吳玠は紹興二年始めて四川の辺郡たる興元府の蓄積を利用する機会を得、翌年同地域の潰滅に伴つて直接四川内郡に取糧することとなり、更に宣撫処置使の人事交替によつて取糧額を飛躍的に増大し、紹興四年には既に四川財計の六割を消費するに至つたが、その後も消費額は激増し、紹興六年以後は遂にその財計の十割の消費者となつたのみならず、趙開・李迨を次々と排斥しつつ都転運司に腹心幕客を送つて直接取財面にも支配の手を伸し、文字通り

四川の財政における最大の実権者に迄成長した。さすれば前章に見られた軍事面における文・武両勢力の交替過程は此の財政面においても又再現され、かくして文臣最大の武器であつた筈の財政力も遂に武將吳玠の掌中に消え去つたわけである。既に軍事力を奪われ、更に又財政力を奪われた文臣大帥が最早吳玠の前に何等の権威も示し得なかつたことはいう迄もない。要録卷二・紹興八年七月の条に

四川制置使胡世將至遂寧府。遂會川陝宣撫副司（諷の）吳玠於利

州。略中。異時宣撫副使皆文臣。而玠起行伍。不十年為大帥。故

不肯相下。誠意不通。及是世將開懷與語。玠歡甚。語人曰。

「宿見胡公。開懷晤事。使我憂鬱豁然。」云云。

とある如く吳玠に対して胡世將が大いに姿勢を低くして応対しているのも、如上の現実に見れば又当然のことを納得せられるのである。

結 び

精強な陝西の兵力と豊富な四川の財力とは明らかに勢力培養の根源となるものであり、その兩者を一身に掌握し、且つその掌握を可能にする高い職格と異例の大権とを付与

された宣撫処置使は、一方急速に王朝の権威を増大しやがて四川方面に迄直接支配の手を伸せようとする紹興初期の南宋権力にとつて最早許容し難い存在となつていた。剩る四川の名家に生れ、卓絶した政治的手腕をもつ張浚に如上の強大な勢力の把握を認めることは、恰も四川を独立の勢力として認めることに等しかつた。さすれば此の時期の南宋権力がいち早く宣撫処置使の抹殺を図つたのは当然であつた。しかし一方に恐るべき金勢力があり、たとえ陝西は放棄し得ても四川を放棄することは絶対に許されなかつた南宋権力にとつて、如何に問題があろうとも直ちにその強大な勢力を抹消し去ることは危険であつた。宣撫処置使の掌握した兵・財・民の三権は結局その後夫々独立の使司に分掌せられたが、その間に若干の経過措置が採られたのは右の情勢に應ずるものであつた。所が此の南宋権力による宣撫処置使対策が武將吳玠の抬頭に極めて有利な情勢を提供した。陝西涇原路の伝統ある将家に生れ、天才的な軍事能力をもちながらも尚且つ紹興初期には未だ陝西に軍食を依存する微弱な勢力に過ぎなかつた吳玠が、その兵力を急増し且つ養兵財源を直接四川内郡に求めるようになるのは饒

風関の役後であつたが、それはまさしく如上の宣撫処置使
対策が行われた期間に相当し、然もその間呉玠の職格・職
権は昇増された。それは勿論防衛戦力として、呉玠が既に
得ていた実力を合認したものであつたにせよ、そのような
南宋権力の態度は明らかに呉玠の権勢増大を助長するもの
であつた。果して呉玠は忽ち宣撫処置使の兵力を併合し、
独自の方針によつてそれを精強な部隊に育成したのみなら
ず、軍事力育成の基本である養兵財源の把握に力を注ぎ、
やがて都転運使趙開すら為し得なかつた四路漕計の根括に
成功した。つまり嘗て宣撫処置使がその勢力の根幹とした
陝西の精銳と四川の財源とは一段と強力な形で再び呉玠に

よつて一身に掌握されたのである。宣撫処置使の強大な勢
力は南宋権力によつて危険視され徹底的に解体された。所
がその解体の過程において成長した呉玠勢力はその基本構
成を宣撫処置使のそれと同じくし、更に一段と強力なもの
であつたにも拘らず、南宋権力はそれを合認し、むしろそ
の勢力増成を助長さえしている。これは一体如何なること
か。実はこれこそ南宋権力の対四川政策における基本的な
矛盾に他ならないのであるが、その詳細については四川総
領所設置問題と連関して後日に検討することとする。

(本稿は昭和三十五年度文部省科学研究費による研究報告の一
部である)

Then he set his logic by which he could criticise or regulate even the Emperor's acts. Though the *Kokugaku* scholars led by him with his logic cannot be thought to have joined the movement to the *Meiji* Restoration as a reformation of body politic, his cooperation for the *Meiji* government means their subjection to the God's acts after all, and it is natural that they sloughed off the new current, the time the new government conquered the feudal system.

Shamanism in the Six Dynasties Period

by

Hisayuki Miyagawa

By examining some examples of shamanism in the Six Dynasties period in China, this article studies its inexorable survival, the introduction of Buddhism, and the intercourse between shamanism and Taoism, semiworld-wide religion which was generated within the Chinese society, outlining the formation of the Taoistic culture to the modern age by the connection of those religious cultures.

Chang-chün 張浚 and *wu-chien* 吳玠 in *Szū-ch'uan* 四川 of *Nan-sung* 南宋 Dynasty

—on process of their shift of power—

by

Masahiro Yamauchi

Chang-chün 張浚, who was *Hsüan-fu-ch'ü-chih-shih* 宣撫處置使 and was authorized with the power equal to a sovereign by the *Nan-sung* 南宋 dynasty, established the base in *Lang-chou* 閬州 of *Szū-ch'uan-shêng* 四川省 after 1131 A. D., and defended against *Chin* 金 army by the power which consisted of the so-called strongest soldiers in *Shen-si-shêng* 陝西省 and the abundant property in *Szū-ch'uan* 四川. As this *Chang-chêng*'s power was an obstacle to the *Nan-sung* dynasty which had tried to rule *Szū-ch'uan-shêng* under direct control, the *Nan-sung* administration, from '33, to '36, divided the rights of military, financial, and civil control with which *Hsüan-fu-ch'ü-chih-shih* was endowed into independent institutions of *Hsüan-fu-shih* 宣撫使, *Tu-chuan-yun-szū* 都轉運司, and *Chih-ch'ü-szū* 制置司 each. On the other hand, *Wu-chieh*

吳玠, who was an officer of *Chang-chün's* command with a weak power in '31, between '33 and '36, grew to grasp the military and financial power which *Chang-chün* had in '39 to hold eighty thousand soldiers and forty million *min* 緡 revenue a year ; this rapid development was due not only to his personal talent, but to the readjustment policy by the *Nan-sung* dynasty.

Peacock's Standpoint

—religious controversy in the middle of the fifteenth century—

by

Michikazu Matsuura

This article explains the then expression of social discontent and a corresponding trend of the ruling class, through the religious controversy in the middle fifteenth century, by taking the concrete aspects of the Lollards movement in the so-called "underground movement" period, explaining how their teaching appealed to common people, and examining the Peacock's objection from analysis of his book "Not to over-condemn the priests."

Peacock stood against the Lollards teaching as a spokesman of the Lancaster administration, the then ruling class, and he could no longer criticise it from the traditional catholic standpoint, having no choice but to persuade the Lollards sect by making his own thesis 'judgement of reason' and 'law of nature' superior to the Bible, by which he had to be tried as a heretic.

His tragedy reflected the difficulties of the then society, of which he was a victim.